# 規制改革推進3か年計画(改定)

平成14年3月29日 閣議決定

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議 決定)の改定に当たっては、医療、福祉・保育等、 人材(労働)、教育、環境、都市再生を重点分野とす る「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年 12月11日総合規制改革会議。以下「第1次答申」と いう。)を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成13年 12月18日)を踏まえ、第1次答申の指摘事項を重点 計画事項として列記する等下記のとおり改定する。

記

## 共通的事項

#### 1 本計画の目的及び規制改革推進の基本方針

#### (1) 本計画の基本目的

本計画は、近年、我が国が直面する経済のグローバル化、少子高齢化、情報通信技術革命(IT革命)、環境問題の深刻化等の構造的な環境変化に対応して、経済社会の構造改革を進めることにより、(1)経済活性化による持続的な経済成長の達成、(2)透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、(3)多様な選択肢の確保された国民生活の実現、(4)国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって、生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、行政の各般の分野について計画的に規制改革の積極的かつ抜本的な推進

を図ることを目的とする。

#### (2) 本計画の基本的性格

上記の基本目的を達成するため、本計画においては、各行政分野について個々の規制のみならず関係する諸制度も含めた見直しを行うための中長期的な改革課題と改革の基本的な方向性を示すとともに、当面の改革事項として、第1次答申、これまでの行政改革推進本部規制改革委員会の見解、「経済構造の変革と創造のための行動計画」(平成12年(2000年)12月1日閣議決定)、「e-Japan重点計画」(平成13年(2001年)3月29日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)、内外からの意見・要望等により明らかにされた規制改革関連事項について、これを平成13年度(2001年度)から15年度(2003年度)までの3か年にわたって取り組む事項として確定することにより、その着実かつ達やかな実施を図ることとする。

(中略)

### 5 福祉等関係

#### (1)福祉等分野の基本方針

利用者本位の介護・保育サービスを実現するため、 量的な拡大と質的な向上を目指し、公設民営方式の 推進など、民間活力を生かした効率的なサービス提 供が保証されるよう、多様な民間組織への支援の促

5

進、制度の充実のために新設、補強すべきシステム (情報公開.監視・第三者評価システム、資格制度 など)の確立、利用者の選択を容易にするための制 度の設計などの視点に立って、社会のニーズに沿っ た積極的な改革を推進する。

また、介護や保育サービスについては、既存の社会福祉法人を含めた多様な経営主体の間で、できる限り同一条件での競争を促していくとともに、近年、社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉法人に関する規制改革を一層推進していく。

なお、介護分野においては、介護保険制度全般の 見直しを法律施行後5年を目途に検討することとさ れているが、直ちに是正し得る問題については、早 急な取組を行う。

また、保育に関する規制改革の目的は、子どもたちの発達を保証する質の高い保育の供給を迅速に増やすために、子どもたちを守るための必要な規制を残した上で、不必要な規制を廃止することにある。

さらに、障害者施策分野においては、障害者のノーマライゼーションの理念の下、障害者が積極的に 社会経済活動に参画できる社会づくりを進める。

年金分野においては、年金制度における公私の適 切な役割分担を図りつつ、企業年金等の充実を図る。

### (2)福祉等分野の重点事項

介護サービスの提供体制の改善

介護保険給付業務におけるIT化の促進、介護 サービスの標準化の促進、介護サービスの情報公 開の徹底、監視体制等の構築及び第三者評価等の 事後的規制の整備や介護支援専門員の在り方の検 討を行うことにより、介護サービス全般の質の向 上に向けた提供体制の改善を図る。

介護サービスの競争促進

施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図る観点から、特別養護老人ホーム等の介護報酬に含まれるホテルコストの見直しを行うとともに、民間企業によるケアハウスの運営を促進する。

保育サービスの拡充と質的向上 公有財産の活用やPFI方式の活用などによる 公設民営の促進、認可外保育施設に対する指導監 督に更なる徹底、第三者評価の推進、短時間勤務 保育士を始めとする保育士に係る諸規制の一層の 改革の検討を行うことにより、保育サービスの多 様化、拡充、質の向上を図る。

社会福祉法人に関する規制の見直し

社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉協議会を含めた社会福祉法人 に関する規制改革を一層推進する。

#### 障害者の社会参加の促進

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。また、各種資格制度等における障害者に係る欠格条項について見直しを行い、所要の措置を講ずる。

# (3)個別事項

アクガ護

プ 川張		<b>平</b> 2日	計画等	<u>=</u> צ	実施予定時期			
事項名	措置内容	שו	関	係		平成14年度		
	a 介護支援専門員 がケアプラン を作成 する際 に					十八八十十八人	1 13% 10 +12	
付業務にお	必要となるサービス事業者の空き情報等の情報			L	逐次実施			
けるIT化	化等の介護保険給付業務に係るIT化を進め	_	u					
の促進	3.							
厚生労働省)		計画	カラウェ	<u> </u>	逐次実施			
	保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者			L	<b>少</b> 人关心			
	情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断		U					
	に資することができるようなシステム構築を図							
	المرابعة ال							
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、	計画	•福祉	<u> </u>	————— 検討	措置		
	例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変			_	1201	14 🖶		
	化の関係を検討するなど、個人情報保護のため							
	の方策を明確にした上で、要介護者に関する情							
	報の収集や分析等に努める。							
痴呆性高齢	a 痴呆性高齢者の要介護認定における1次判定	計画	•福祉	Ŀ	 検討	結論	<del></del> 措置	
者に対する	について必ず しも適切ではないケースがあると	ア	а					
介護	の指摘があることから、このような痴呆性高齢							
厚生労働省)	者の要介護認定の問題の改善を進める。							
	b	計画	.福祉	Ŀ	逐次実施			
	呆介護の研究を強化、促進 し、望ましい 痴呆性	ア	b					
	ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必							
	要量の測定をより精級化する。							
	c 痴呆性高齢者を抱える家族に対して専門家か	計画	.福祉	Ŀ	措置済			
	らの相談会が得に くい等の指摘があることか	ア	С					
	ら、 高齢者痴呆介護研究センター」における研							
	究について、その捻合的報告を待つのではなく、							
	随時、得られた研究成果を医療・介護職員へ							
	フィー ドバック し 痴呆性高齢者介護における							
	介護負担の緩和を図るとともに、痴呆性高齢者 を抱える家族についての相談、カウンセリング							
	等を実施するための研修・相談受付体制等を整							
	備する。							
	d 成年後見制度活用の普及を図るための支援方	計画	• <b> 2 2 3 3 3 4 3 3 4 3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 4 5 4 5 4 5 6 7 6 7 7 8 8 8 9 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>	<u> </u>	————— 措置済			
	策を講ずる。	ア		_	11 重//			
介護職の業	a 在宅で療養する要介護者等に対する介護サー			<u> </u>	 措置済			
別 透極の素 務範囲等	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一ア		_	11日日/月			
厚生労働省)			~					
	底を図るとともに、訪問看護との連携など現場							
	における具体的な対応事例を提示する。							
	b 訪問看護の一層の充実を図り、在宅で療養す	計画	•福祉		<del></del> 検討	結論	———— 措置	
	る要介護者等に必要な訪問看護を提供されるよ	ア		•				
	う努める。							

7

		当初	計画等	<u>-</u> إح		実施予定時期			
事項名	措置内容	の				平成14年度	平成15年度		
	c 要介護者の様々なケースに対応可能とするために、介護職の養成研修を一層充実させるなど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニーズに的確にこたえることの可能な介護職の育成を図る。	( )b	・福祉 計画 ア c	<u> </u>		措置			
ホテルコス トの利用者 負担	特別養護老人ホームり入居者については、個室 化の推進により居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護・食事に係る利用者負担のほか、ホテルコストを原則として利用者負担として 徴収するよう見直す。また、そうした負担に耐えられない低所得者層については、一定の配慮を検 討する。	( )T	計画	画 •	検討	結論	措置(4月)		
訪問介護の 介護報酬に おける3類 型の在り方 等	に迷う例もあること等を踏まえ、介護保険制度の見直しの際には、この3類型の区分の在り方そのものについて検討し、所要の措置を講ずる。			止	検討	結論	措置		
厚生労働省)	b 利用者 との契約内容 を明確化するとともにヘルパーのサービス水準を確保するため、標準的なサービス行為の内容や手順のパッケージを示したガイドライン	ア		止	逐次実施				
訪問・通所 介護におけ る事故発生 に関する補 償の具体的 手段等 厚生労働省)			·福祉	-	逐次実施				
利用者保護 のための監 視体制の構 築 厚生労働省)	急な充実 を図るため、有効な監視システムの構築	計画 ア	•福祉	L .	逐次実施				
サービスの 質の向上の ための取組 厚生労働省)	ビスの質の向上のための取組につき、助言を行う とともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相		·福·	<u> </u>	逐次実施				

声语名	世界 中容	当初	計画等	ー 手と	!	実施予定時期	
事項名	措置内容	စ	関	係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
介護支援専 門員の在 リ 方	とともに、その内容について不断の見直 しを行 う。			Ŀ	検討	措置	
厚生労働省)	b 個々の介護支援専門員の資質の向上への取組のほか、介護支援専門員がケアマネジメントの業務に極力専念できるよう、介護支援専門員を支援するための体制整備を図る。			Ŀ	一部措置済	措置	
	c 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持てるようにするための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討し、所要の措置を講ずる。	ア			検討	逐次実施	
	d 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。				検討	逐次実施	
民間企業の 参入	民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、関係通知の改正により、公的部門や社会福祉法人以外の株式会社等が、都道府県知事の許可によって設置・経営主体となり得ることとする。 「平成13年11月、平成14年1月厚生労働省老健局長通知】	<b>(</b> ウ 福祉	計画	<b>■</b> ・	措置済		
PF 法を 活用 した公 設民営方式 の推進 厚生労働省) 内閣府)	第117号 )を活用 した公設民営方式は、官民の契約 に基づいて、PF I事業者が施設を建設し、地方			Ŀ	一 等よ設等関の正案年15年行部民のる等のすーす 法号121資用共整進法を法成律)〕月置資用共整進法を法成律)〕月済金に施備に律改律13第(3施	逐次実施	

<b>声</b> 压力	## <del>- 무슨</del>	当初	計画領	等と		実施予定時期		
事項名	措置内容	の	関	係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
					平成14年 1月23日厚 生労働省発 社 援 第 0123001号】			
の推進	ケアハウスや高齢者生活福祉センター 住活支援ハウス)、有料老人ホームなど日常生活の支援機能を有する生活拠点について、将来展望を踏まえ整合性のとれた規制改革の在り方を検討し、所要の措置を講ずる。 「平成13年11月、平成14年1月関連通知を改正】	計画 ア	•福·	<b></b>	措置済			
痴呆性高齢 者 グループ ホーム等の 情報公開等	サービスについて、地域に密着 した N PO 法人 等の施設整備の資金調達を容易にする。	計画ア	•福祉	让	措置済			
の推進 厚生労働省)	b 密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に 求められる痴呆性高齢者グループホームにおけ るケアの質を確保するために、情報公開等を推 進する。	重点 (工		祉	措置済			
関、利用者 や第三者に よる評価の 推進等	経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切	重点 (水	•福 ā	祉	一部措置済	逐次実施		
介護 と医療 との連携の ための諸規 制の改革 厚生労働省)	ア化 といった居住条件の改善を進める中で、介護老人保健施設についても、入所者にとっての生活の場である特別養護老人ホームとは性格が	点重 () <b>井</b>		让		措置		
	b 医療保険と介護保険が重複して適用され得るサービスについては、介護保険が適用されると医療保険からの給付は受けられない仕組みとなっているものの、一部の医療サービスについては、主治医の 特別指示書」があれば、2週間は医療保険からの給付が受けられるため、本制度が濫用されているとの指摘もあることから、こうしたサービスに関する医療保険給付の適用範囲については、一層の周知徹底を行う0			社	措置済			
介護 I C 力  - ドの検討  「厚生労働省)	活用して、支給限度管理を行えるよう、事業者間		•福 à	 社	検討	検討	結論、措置	

# イ 保育

事項名	措置内容	当初	 計画等 と		 実施予定時期	
→ <del>す</del> 切口	担巨小母	の	関 係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立保育所 の民間への 運営委託等 の促進 厚生労働省) (内閣府)	の効率化を図るため、公立保育所の運営等を事 東上の行為として民間事業者に委託することが 可能であることを周知徹底し、民間委託の活用	計画イ	·福祉	逐次実施		
	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。	重点())	·福祉	一 法改律年 13 等よ設等関の正案年 15 にの正 法号間活公の促る部る平法号年)置福部る成律】資用共整進法を法成律】12 にの (3 年) が (4	逐次実施	
保育士に関する諸規制 の改革 厚生労働省)	士の卒後研修について、研修内容をインター ネットで提供すること等現在の保育士が学びや		.福祉 計画 . a 〕	措置済		
	b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できるようにするため、また、離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることに資するため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている規制の一層の緩和を検討する。	建井	計画 .	検討	措置	
	c 認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でない者が保育士を称することを禁止する(保育士の名称独占等)等の措置を講ずる。 「児童福祉法の一部を改正する法律案(平成13年法律第135号)】	建井	計画・	法案成立、 公布	措置 公布後施行予定)	き2年以内に

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期 平成13年度 平成14年度 1平成15年度
に対する直 摸補助方式 の導入	平成9年の児童福祉法の改正による新 しい入所 方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障 害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的に は、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込 み、当該保育所が審査・決定を行うことができな いか、その可否について検討する。 また、利用者と施設との直接契約を検討する際 には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対 する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導 入ができないか、その可否についても長期的に検 討する。	重点·福祉 《沙 計画· 福祉(〕	可否について長期的に検討
開、第三者 評価の推進	認可保育所においても保育の質・内容は多様であり、利用者が安心して保育所を選ぶことが可能になるだけでなく、運営側もそれを参考に更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開を進める。また、第三者評価については、ガイドラインを作成し、その取組を促進する仕組みを整備する。	を対 計画・ 福祉イ 〕	措置済 が 措置 がイ イドライン ドライン作 作成) 成以外)
推進	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。		新エンゼルプラン (平成11年12月19日) 日策定)に基づき、計画的に推進
認可保育所 基準の見直 しの検討及 びその周知 徹底 厚生労働省)	の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備 にかかわる設置基準等については、その見直し を検討する。さらに、分周の積極的促進を図る	ℓ ア 計画・ 福祉イ 〕	直ちに検討に着手、逐次実施
	b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。	ę y	一部措置済逐次実施
	民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進める。		措置済

事項名	措置内容	当初	計画等	<del></del>	=	実施予定時期		
尹炽石	頂偃竹分	の	関	係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
<ul><li>⑧認可外保育 施設に対す る指導監督 の徹底 (厚生労働省)</li></ul>	a 第153回国会において、児童福祉法(昭和22年 法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に 対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況 の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面 交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎 年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結 果を公表することとし、悪質な施設に対する勧 告・公表を行うことができることとなった。さ らに、都道府県と市町村との連携も強化するこ ととなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底 するとともに、認可外保育施設に対する指導監 督の徹底を図る。 【児童福祉法の一部を改正する法律案(平成13年 法律第135号)】	(2)工			年以内に施行	去 <b>案成</b> 立、公本 行 <b>予</b> 定)	布。公布後1	
	b 保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	重点 (2)エ		<b>4</b> t	逐次実施			
<ul><li>⑨保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化</li><li>(厚生労働省)(文部科学省)</li></ul>	に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設 との施設の共用化(文部省・厚生省による平成10	l	• 福 i	9E	措置済			
⑩放課後児童 の受入れ体 制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	重点 (2)ケ		NH:		逐次実施		

## ウ 障害者施策

市伍夕	事項名     措置内容	当初計画等と		実施予定時期			
争块石		0	関	係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
①バリアフリ	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用し		・福祉	Ŀ	逐次実施		
一化等の推	た移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリア	ウ①					
進	フリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号						
(警察庁、総務	機等のバリアフリー化を推進するとともに、使い						
省、厚生労働	やすい情報通信関連機器、システムの開発等によ						
省、経済産業	る情報バリアフリー環境の整備等を推進する。						
省、国土交通							
省)							

事項名	措置内容	当初	計画	等と	実施予定時期				
争识石	1日 但 17 位	の	関	係	平成13年度	平成14年度	平成15年度		
②社会福祉事業の利用方式 (厚生労働省)	【社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一	計画 ウ②		hi:			措置(4月施行予定)		
③障害者に係る欠格条項の見直し (関係府省)	各種資格制度等活に係る欠格を項しては、「障害者に係る原語とのでは、「障害者に係る所属の関連を表現、 (平成11年8月9日障害者施策推進本を度)に基づき、対象63制度について成立した見直しのためのに建等)に見直しを終了する。 (平成13年度において成立した見直しのための造事者等に係る欠格事由の適正化等を図るた法律等を図るを改善のとのでのでのでのでのでのでのででは、道路等のででは、道路等を図るを決定ででは、道路等を図るを決定ででは、道路等を図るを決定ででは、道路等を図るを決定ででは、道路等を図るを決定ででは、道路等を図るを決定では、、道路等を図るを決定では、、道路等を図るを決定を受ける。 (平成13年は、ののと業ののでは、は、ののと業ののでは、は、のののでのででは、がでで、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、ののでは、では、では、ののでは、では、では、では、ののでは、では、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、ののでは、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、は、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			Nt:	<ul><li>一部措置</li><li>(47制 見</li><li>し)</li></ul>	措置			
<ul><li>④障害者福祉制度の改革(厚生労働省)</li></ul>	支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、介護保険制度の見直しと合わせ、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。		·福	扯			平成15年支配 15年支配 15年支の 15年支の 15年支の 15年支 15年支 15年支 15年支 15年支 15年支 15年支 15年支		

## エ 社会福祉法人

事項名	措置内容	当初	計画等	 }と	実施予定時期			
于外口	1日 (日) 7.17	0	関	男 係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
①社会福祉法 人に関する 制度の運用 に関する見 直し (厚生労働省)	行政部門間の円滑な調整を図り、行政の不整合を	i	・福祉	Ŀ	一部措置済	必要に応じ	て逐次実施	
②社会福祉法 人の在り方 の見直し	a 社会福祉法人の在り方について、現行の方式 だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り 方について検討を開始する。	重点 (3)イ	・福祉	Ł	結論			
(厚生労働省)	b 社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、関係通知 (平成5年)を、例えば、以下の点について早急に検討すべきである。				早急に検討		結論	
	<ul><li>(a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・修 繕費・備品等購入引当金等の上限</li><li>(b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同 一の法人が経営する複数の施設・事業間での 運営費の繰入れ</li><li>(c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補助 の対象とならない追加的な施設を整備する場 合、それを担保に借入れを行うこと</li></ul>							
ット上の情 報公開の促 進			・福祉	Ŀ	一部措置済	必要に応じ	て逐次実施	
④社会福祉協 議会の役割 の見直し (厚生労働省)	平成12年に改正された社会福祉法に、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。	l	・福祉	ŀ	一部措置済	必要に応じ	て逐次実施	

(後略)